

様式 1

福祉サービス第三者評価結果報告書 【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	海老江ひばりこども園	
運営法人名称	社会福祉法人 麦の穂	
福祉サービスの種別	保育所型認定こども園	
代表者氏名	園長 竹中 圭子	
定員（利用人数）	100 名	
事業所所在地	〒 553-0001 大阪市福島区海老江5丁目3番22号	
電話番号	06 - 4256 - 5775	
FAX 番号	06 - 4256 - 5773	
ホームページアドレス	https://www.muginoho.ed.jp/ebie	
電子メールアドレス	ebie@muginoho.ed.jp	
事業開始年月日	令和 6 年 4 月 1 日	
職員・従業員数※	正規 15 名	非正規 10 名
専門職員※	保育士 18名 看護師 1名 管理栄養士 1名 調理師 1名	
施設・設備の概要※	[施設] 鉄骨コンクリート造4階建 地上園庭	
	[設備等] 保育室6室 遊戯室、調理室	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する 事業所の同意の有無	有
-------------------------	---

【理念・基本方針】

【理念】

思いやりがもて、やる気のある子ども、善し悪しがわかる子どもに育ち、子ども、保護者、職員が共に育ちあえる、地域の子育て支援の拠点となる。

【基本方針】

- (1)すべてのこどもについて、一人一人の存在とその人権を尊重します。
- (2)子ども・子育て支援法に基づいて、子どもの生活と健全な発達を保証することによっての使命を果たします。
- (3)障がいを持つ子ども、配慮や支援が必要な子ども、すべての子どもの一人ひとりのありのままの姿を受け止め、健やかに成長することを願い、それぞれに必要とされることを見極め、適切な援助をします。
- (4)保護者との対話を大切にし、教育・保育の相談等にも積極的に応えます。
- (5)入園している子どもの教育・保育だけでなく、広く地域の「子育て支援」をします。
- (6)子どもたちの毎日の生活が、より豊かに生き生きとしたものになるよう「遊び」やさまざまな「行事」を通じて、心身の発達と豊かな人間関係づくりのお手伝いをします。
- (7)職員研修や事例検討会を実施し、職員の資質向上・教育及び保育内容の向上を目指します。

【施設・事業所の特徴的な取組】

【地域の保護者に寄り添う子育て支援】

未就園児を対象に「あそびのひろば」を定期的開催し、安全な空間で安心して遊べる場を提供しています。保護者同士の交流を促し、不安や悩みには保健師・看護師・相談員・保育士・管理栄養士が連携して支援しています。スマイルサポーターを配置し、必要に応じて行政等と連携を図っています。子育て相談には在園・未就園を問わず丁寧に対応し、専門家紹介を通じて保護者の自信を支援。ペアレントトレーニング研修の定期開催や、保護者のリフレッシュの場として4階ホールの開放も行っています。

【五感を通じた食育活動】

0歳から5歳児まで発達に応じた食育に取り組み、五感を通じた「感じる力」「考える力」「挑戦する力」「表現する力」「共感する力」の育成を重視しています。月1回の食育の日には、5歳児が中心となり、畑づくりや野菜の栽培、収穫、クッキングを行い、食への興味を深めています。日々の給食当番活動や、行事食・バイキングなども取り入れ、食の楽しさを体験できる工夫がされています。また、味噌づくりや干し芋づくりなどの日本文化にも親しみ、絵本に登場する料理作りを通じて主体的に学ぶ活動も行っています。

【学びあう異年齢保育】

0歳児から5歳児までの異年齢の関わりを大切にし、散歩や遊びの中で自然な助け合いを育んでいます。4歳児が2歳児の保育室に遊びに行き家庭ごっこを楽しんだり、1歳児が0歳児に絵本を見せたりと、お世話する・される体験を積み重ねています。日常でも4・5歳児が0～3歳児の午睡時に優しく関わり、異年齢の絆を深めています。また、オープンスペースでの自由な交流や、3～5歳児が週1回取り組む異年齢活動を通して、思いやりや価値観の違いを理解する力、コミュニケーション能力を培っています。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	保育アセスメント株式会社
大阪府認証番号	270060
評価実施期間	令和7年4月1日～令和7年5月2日
評価決定年月日	令和7年5月16日
評価調査者（役割）	2301C022（運営管理委員） 2401C016（専門職委員） 2401C011（専門職委員） （ ） （ ）

【総評】

◆評価機関総合コメント

大阪市福島区の都市型住宅地域に立地し、JR東西線海老江駅から徒歩2分、阪神野田駅・大阪メトロ野田阪神駅からも徒歩4分と交通至便な環境にあります。周辺には公園や図書館、商業施設が点在し、自然や社会資源に恵まれた地域環境が広がっています。園内は動線設計に配慮され、特別支援に対応した個室やクールダウンスペースが整備されており、子どもが安心して過ごせる空間づくりがなされています。保育室は年齢ごとの発達段階に応じて構成されており、置き置やメゾネット構造、収納スペースの下を活用した秘密基地のような空間、パーテーションを活用したコーナーなど、子どもの興味・関心を引き出す工夫が施されています。

理念に「思いやりがもて、やる気のある子ども、善し悪しがわかる子どもに育ち、子ども、保護者、職員が共に育ち合える地域の子育て支援の拠点となる」ことを掲げ、教育基本法・児童福祉法に基づく保育を実践しています。この理念を具現化するため、重点的に取り組んでいるのは、異年齢交流活動や主体的な学びを支えるコーナー保育、そして地域に根ざした子育て支援です。

地域支援では、未就園児対象の「あそびのひろば」を定期開催し、安心して集える場を提供するとともに、専門職と連携した相談支援を通じ、子育て家庭をきめ細かく支えています。さらに、食育活動にも力を入れており、畑作業やクッキング体験、季節行事食の提供を通して、五感を使った学びと食文化への関心を深めています。

◆特に評価の高い点

【アイデア豊かな保育室や多目的な部屋の環境整備】

各保育室は明るく、また様々なアイデアが組み込まれた空間になっています。中でも圧巻なのは、1歳児の保育室で、部屋の中央から奥にかけて、メゾネット型に造作されており、2階部分はお昼寝などにも使える畳敷きの広い空間となっている一方で、1階部分は天井の低い洞窟的な空間となっており、子どもたちの探索活動に最適な空間が広がっています。3歳児クラスの保育室の隣には、クールダウンにも使える部屋があったり、4・5歳児の教室にも、収納スペースと洞窟的な小部屋的な空間がいくつも用意されています。また、4・5歳児クラスは、可動壁を有効に活用して、年齢ごとの保育と縦割り保育を効果的に行っているほか、常設のコーナー遊びのエリアも用意されています。さらに、登園時に着替えを行うロッカースペースは男女別としてプライバシーにも配慮するなど、アイデア満載の各保育室となっています。

【地域貢献と地域子育て支援事業の充実】

子育ての孤立感、負担解消を図る目的で、定期的に未就園児を対象に親子交流の場「あそびのひろば」を開催しています。保健師、相談員、保育士、管理栄養士等が連携して、保護者支援に取り組んでいるほか、スマイルサポーターが保護者の不安や悩み等の相談にのったり、必要に応じて行政や関係機関との連携を図っています。また専門家を招いて「ペアレントトレーニング」も開催しています。施設内の4階ホールは、子育てから離れリフレッシュできるようにスポーツ（ソフトバレー、空手、バトミントン等）をする場所として開放しています。また、こども食堂の運営や社会貢献としては、災害時の避難場所としても活用できるように施設4階ホールが作られており、普段は子どものプールとして活用しながら、災害時にはお風呂として活用できるように温水やエアコンまでも完備しています。

【美味しく楽しめる食事と豊かな食育活動】

子どもの発達段階に応じた食育活動が行われ、視覚、味覚、聴覚、嗅覚、触覚の五感を大切にして子どもの好奇心を刺激する取り組みを行っています。月に1回食育の日を設け、田植え、野菜作り、収穫、クッキング等を実施し、食に興味を持てるような活動が行なわれています。味噌、梅干し、ほうとう、切り干し大根、干し芋、クレープ作り等の体験を通して、日本の食文化を学ぶ取り組みも行っています。さらに、行事食においては、管理栄養士が中心となりバラエティ豊富な献立を考え、離乳食では彩等に工夫し、乳児から楽しく食べる体験をできるよう工夫しています。

【子どもの主体的な活動環境と基本的生活習慣の確立】

ピラミーデ教育法を参考に自己選択、自己決定、自己責任を学び個々の力を伸ばせるよう保育室内はコーナー遊びを取り入れ、子どもが自らの思いで好きな玩具や絵本等取り出せるよう環境を整えて、ホール遊びや部屋での遊びを子どもが自発的・主体的に選択できるように配慮しています。5歳児では遠足の行先を子どもたちで決める等、子どもの気持ちを尊重した取り組みが行われています。また、3・4・5歳児は週に一度定期的に異年齢児活動を取り入れ、年齢の違う子ども同士の価値観の違いについて考える機会に繋がり、お互いがお世話したりされたりする中でコミュニケーション能力を培い、年齢の枠を超えて共に学び合い成長し合える環境を整えています。

【職員の働きやすい職場環境づくり】

今年度より週休2日制の導入や5連休の年次有給休暇の取得等の環境を整備し職員のワーク・ライフバランスを保ちモチベーションの向上や離職率低下に繋げています。園長先生は常に職員とのコミュニケーションを大切に定期的に面談を行い職員の思いに寄り添い、日々の保育や行事のテーマ等も職員の意見を全面に取り入れたボトムアップの保育を行っています。職員の誕生月にはケーキ等のプレゼントをする等、園長先生のきめ細やかな配慮が職員との良好な関係性を築いています。

◆改善を求められる点

今回の訪問調査では特に指摘すべき改善点は見られませんでした。保護者アンケート結果から、幼児クラスにおいては、わが子の日々の活動の様子がわからないという声もありました。幼児クラスにおいては、現在、玄関にドキュメンテーションの掲示を行っているものの、保護者ニーズに応えるという意味では、連絡帳アプリなどを活用して、日々の様子を動画配信するなどすれば、保護者の満足度はさらに向上すると思われます。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審するにあたり、職員全体で法人や園の取り組みなどについて振り返り、意見を出し合いながら自己評価に取り組むことができました。また職員全体で自己評価をすることで、職員一人一人の資質向上にもなり、結果、施設全体の向上につながる事ができたと思います。これからも施設全体で切磋琢磨しながら、地域に根差した施設となれるように、努めていきたいと思っています。

また今回、施設の保護者アンケートと第三者評価のアンケートの時期が重なり、回収率が低い要因にもなったとも考え、次回は受審の時期なども考慮する必要性を感じました。そして評価結果をうけて、今後も保護者の方のご意向も踏まえながら、より良い保育サービスの提供につながるように、さらなる向上に向けて取り組んでいきたいと思っています。ありがとうございました。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	理念と基本方針は、ホームページや園のしおりに記載され、来園者が目にできるように玄関や保育室に掲示されています。また、職員には年度初めや法人の新任研修の際に説明し、朝礼や会議でも確認を行っています。保護者に対しては入園説明会や保護者会、クラス懇談会を通じて周知し、行事時にも理事長や園長が理念や方針に基づいた取り組みを説明しています。さらに、地域との情報共有を年3～4回の会議で実施し、理念・方針の理解を深める機会を設けています。	

		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	大阪府や大阪市の社会福祉団体・協議会と連携し、市の経営環境や待機児童の状況を把握しています。また、大阪私立保育連盟や大阪市福島区連合会の定例会に参加し、保育所利用者の推移や福祉ニーズの情報を収集・分析しています。国や大阪府の政策動向、地域のニーズや利用者の実態についても管理職会議や施設会議を通じて職員と共有し、意見交換を実施しています。さらに、理事会を通じて経営の課題を分析し、改善策を検討する体制が整えられています。	
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	大阪市福祉協議会や私立保育連盟等を通じて地域や社会の動向を把握し、少子化に伴う入園希望者の減少、人材確保の困難さ、保育士の専門性向上、子どもの居場所づくり、共働き世帯の増加による子育て環境の変化などの課題を明確にしています。これに対し、一時保育や乳児等通園支援事業の推進、就職フェア参加、労働条件の見直し、キャリアアップ研修の充実、地域の子育て支援など、具体的な施策を実施しています。理事会や職員会議を通じて課題への対応状況を共有し、職員への周知も行われ、継続的な改善に取り組んでいます。	

		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
(コメント)	法人理念や経営方針、地域の現状やニーズを踏まえた中長期計画が策定され、法人と施設が連携して取り組んでいます。施設内では会議を通じて職員が課題を出し合い、達成時期や内容を具体的に検討しながら目標を設定しています。中長期計画には、効果的な事業経営、福祉サービスの向上、人材確保・育成、法人の特性を生かした取組が盛り込まれ、実現可能性を考慮した工夫もなされています。理事会や評議委員会での経営状況の確認も行われており、組織的な体制のもと推進されています。	
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
(コメント)	単年度の事業計画は、法人や園の理念を踏まえたうえで、中長期計画を反映して策定されています。計画には、行事や日常保育のみならず、経営理念、こども園の理念、基本方針、保育目標、子どもの成長・発達の指標、保育者の資質向上、健康管理、障がい児保育の実践、子育て支援、研修など多岐にわたる内容が具体的に盛り込まれています。さらに、回数・頻度など数値目標や成果指標を設定し、実行・実現可能な内容となるよう配慮されています。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
(コメント)	年度末に職員間で事業計画の振り返りを行い、実施状況や改善点について話し合い、次年度の計画に反映しています。事業計画に記載された実施時期や内容についても、実施状況を確認しながら適宜見直しを行っています。保護者アンケートの結果も分析し、例えば、今年度は、親子遠足などイベント時のおみやげの見直し、引き渡し訓練の時期・回数の再検討など、利用者意見を反映した改善が図られています。職員への周知や意見交換を重ね、計画の評価から改善への流れも定着しています。	
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
(コメント)	事業計画は、園のしおりや重要事項説明書、ホームページに掲載するとともに、入園説明会や懇談会などで配布・説明を行い、利用者に分かりやすく伝えていきます。また、玄関への掲示や行事の案内文書などにも、事業計画に基づく活動内容や目的をわかりやすく示し、保護者に園の方針を伝える工夫がされています。さらに、子どもたちの日常の様子を映像で紹介する取り組みも行い、活動への理解を深める努力がされています。保護者から意見や質問が寄せられた際には、職員が丁寧に応答し、理解を深めるように努めています。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
(コメント)	保育の質の向上を目指し、職員の自己評価や法人アンケートを活用しながら、日々の保育実践を振り返る機会を設けています。昼礼やカリキュラム会議では職員同士が意見交換を行い、PDCAサイクルに基づく改善が継続的に行われています。専門性向上を目的とした研修の充実やOJTによる指導も推進されており、職員の資質向上に寄与しています。また、退職後の元小学校校長が週1回来園し、子どもの様子や保育に対する意見・感想・助言を行うなど、外部の視点も取り入れた質の高い保育が実践されています。	
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
(コメント)	自己評価や法人アンケート、日常的な取組の振り返りを通じて、保育の現状や課題を把握しています。年度末には全体会議で意見交換を行い、職員や保護者からの意見を踏まえた課題整理を行い、次年度の事業計画に反映しています。今年度は、引き渡し訓練の見直しや、保護者イベントの内容改善など、具体的な改善策が実施されています。計画策定・実施・評価・見直しの流れが組織的に整っており、改善に向けた取組が行われています。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
(コメント)	施設長は、年度初めの会議や朝礼で、自らの役割と責任について説明し、職員が共通の理解を持つよう努めています。また、運営規程に基づき、施設長の職務内容を文書化し、職員に配布することで、職員の認識を深めています。施設長の責任には、経営の安定、職員の指導・監督、保育の質向上、保護者との連携、地域貢献の推進などが含まれており、これらの役割を日常の業務を通じて遂行しています。さらに、施設長不在時の権限委任者（教頭・主幹保育教諭）を定め、年度初めの会議で説明することで、組織の安定性を確保しています。施設長は、職員が安心して業務に取り組める環境を整え、園全体の運営が円滑に進むようリーダーシップを発揮しています。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
(コメント)	児童福祉法や教育基本法、こども基本法などの遵守すべき法令を正しく理解し、適切な保育運営を行うための取り組みを実施しています。施設長は、法令遵守に関する研修や勉強会に参加し、社会福祉事業経営についての知識を深めています。また、職員に対しては、年度初めの研修や朝礼、会議などで法令のポイントを伝え、特に個人情報保護や虐待防止、秘密保持に関する責務を明確にしています。さらに、SDGsや環境保全の視点を取り入れ、食品ロス削減の取り組みや、多様な価値観の尊重（ジェンダー、人権意識など）についても周知を行っています。職員が実務の中で法令を遵守しやすいよう、業務マニュアルにも法令に関する内容を盛り込み、随時見直しを行っています。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	施設長は、自己評価の実施を通じて現状の課題を把握し、改善に向けた取組を推進しています。園内ではカリキュラム会議や職員会議を通じて職員間の意見交換を促し、振り返りや課題整理を組織的に行っています。また、現場の実践に積極的に関わりながら、保育内容や職員の育成に関する方針を示し、指導的役割を果たしています。また、研修機会の確保や伝達研修の実施を推進し、組織全体での保育の質向上を目指しています。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	理事会や管理職会議に積極的に関与し、経営状況の把握と業務改善に取り組んでいます。経営資源の適正な配分や労働環境の整備に向けた取組を推進し、印刷物の削減や備品管理の見直しなど、コスト削減にも努めています。また、職員の就業状況や業務負担を把握し、役割分担や業務改善策を職員間で共有しながら進めています。職員が働きやすい環境づくりに向け、休憩環境の整備やノンコンタクトタイムの確保にも取り組んでいます。	

		評価結果
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
(コメント)	人材確保のため、保育士養成校と定期的に連携し、学生の就職動向を把握するとともに、法人の特徴や魅力を伝える説明会を開催しています。求人票の作成や各種就職フェアへの参加を積極的に行い、若手人材の採用につなげています。また、職員の定着を図るため、働きやすい環境の整備にも力を入れており、ノンコンタクトタイムの確保、休憩時間の見直し、業務の効率化を進めています。さらに、キャリアアップ研修の充実を図り、専門資格取得を支援する制度を導入しています。職員の意見を定期的に聞き取り、労働環境の改善に反映させることで、離職率の低減に努めています。	
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	a
(コメント)	職員との面談を定期的実施し、個々の適性や希望を踏まえた配置転換を行うことで、職員が働きやすい環境を整えています。また、職員のキャリアプランを明確にし、新任・中堅・管理職ごとに求められる役割を示したうえで、目標管理アプリを活用し、職員の成長を支援しています。研修やOJTを通じて専門性を高め、職員が意欲を持って働ける環境づくりを進めています。労働条件についても、契約時に詳細な説明を行い、相談窓口を設置することで、職員が安心して勤務できる体制を確立しています。定期的に労務状況を確認し、有給休暇や残業時間の調整を行うなど、働きやすい職場環境の維持に努めています。	
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
(コメント)	職員の勤務状況を定期的に確認し、休憩時間やノンコンタクトタイムの確保、有給休暇の取得促進を進めています。また、職場環境の改善に向けて、職員会議やアンケートを実施し、意見を反映した対応を行っています。特に、小さな子どもを持つ職員や介護を担う職員への勤務時間の配慮を行い、柔軟な働き方を支援しています。メンタルヘルスの面でも、定期的な個別面談を実施し、職員の悩みを聞き取る機会を設けており、必要に応じて臨床心理士との面談も実施できる体制を整えています。さらに、職員同士の交流を深めるために、法人主催のスポーツ活動などを取り入れ、職場の結束力を強化しています。	

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

Ⅱ-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
(コメント)	職員一人ひとりの育成を重視し、「期待する職員像」を明確にした上で計画的な支援を行っています。新人職員にはOJTリーダーを配置し、個別の育成計画に基づき段階的な習得を促しています。中堅職員には専門研修の機会を設け、管理職への成長も支援しています。年度初めにはキャリアシートを作成し、職員自身が目標設定を行った上で、目標管理アプリを活用し、本人・上司・管理職の三者による評価を実施しています。さらに、目標シートに基づき年3回の面談を行い、進捗確認や評価の振り返りを行うことで、成長過程を可視化し、継続的な育成支援に取り組んでいます。	
Ⅱ-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
(コメント)	職員の専門性向上を目指して教育・研修の基本方針と年間計画を策定し、計画的に実施しています。法人内でキャリアアップ研修（7科目）を行い、職員が参加しやすい体制を整えています。研修は新人・中堅・管理職と階層別に分けられ、障がい児保育・食育・虐待防止などのテーマ別研修も実施されています。外部研修の情報は随時共有され、職員は自ら学ぶ姿勢を持って取り組んでいます。研修後は、参加者が資料ファイルを職員間で共有し、他職員も閲覧できる体制を整えています。	
Ⅱ-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	研修は、新人研修・中堅研修・管理職研修・給食関係研修など、職務や経験年数に応じて実施しています。また、外部研修の情報を朝礼や会議で周知し、職員が必要な研修に参加できるよう支援しています。研修後には、伝達研修を実施し、職員全体で学びを共有する体制を整えています。さらに、法人内で「キャリアアップ研修」を実施し、職員が計画的に専門知識を習得できる機会を提供しています。研修の実施状況は、管理職会議で定期的に確認し、職員の希望や保育の課題に応じた研修内容の見直しを行っています。職員の資格取得支援にも取り組み、必要な専門資格の取得を奨励し、補助制度の整備も進めています。	

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

Ⅱ-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
(コメント)	保育実習受け入れマニュアルを整備し、養成校との連携や実習生の目標に応じたプログラムを作成し、適切な指導を行っています。園長が保育実習指導者講習課程を修了しており、実習指導にあたる職員に対しても必要な支援を行っています。オリエンテーションを実施し、園の理念や基本方針、保育の流れを説明することで、実習生が安心して学べる環境を提供しています。さらに、新任教員や高校生のインターンシップも積極的に受け入れ、実践的な保育体験を通じて専門的なスキルを学べる機会を提供しています。実習生からの意見や評価を基に、受け入れ体制の改善を行い、より質の高い実習環境の提供を目指しています。	

		評価結果
Ⅱ-3 運営の透明性の確保		
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
(コメント)	ホームページに法人の理念や基本方針、保育内容、事業計画、予算・決算情報を掲載し、利用者や関係者が容易にアクセスできるようにしています。また、重要事項説明書や園のしおりにも運営方針を記載し、入園説明会や懇談会で保護者に詳しく説明しています。さらに、苦情・相談窓口を設置し、対応担当者の氏名・連絡先を掲示し、保護者に周知しています。苦情内容の改善結果については、必要に応じて公表し、対応の透明性を確保しています。外部監査も定期的に受け、公正かつ適正な運営が維持されています。	
Ⅱ-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
(コメント)	毎月、会計事務所と監査法人によるチェックを受け、経理規程に基づいた運営を徹底しています。特に、現金管理の適正化を図り、講師料の振込対応や現金の最小限化など、不正防止策を講じています。また、施設運営の合理化を目指し、財務状況を理事会で報告しながら、無駄な支出を削減するための改善策を検討しています。直近では、印刷コスト削減のため、電子データでの共有を推進し、業務効率化を図っています。さらに、職員が園の経営状況を理解しやすいよう、会議で経営課題を共有し、意見交換を行っています。	

		評価結果
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献		
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	地域の歴史や記念碑に関する聞き取り活動や、他施設とのドッジボール大会、卒園児や学童クラブとの交流会などを通じて、地域との関わりを積極的に深めています。さらに、区役所の子育て支援広場での相談会・交流活動にも職員が参加し、地域子育て支援に寄与しています。また、園の施設を活用し、園児の祖父母や職員と連携した世代間交流も実施されています。これらは、年間計画のテーマに基づき、年齢ごとに子どもにふさわしい内容を検討し実施されており、子どもたちに多様で豊かな社会経験を提供する取組となっています。	
Ⅱ-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
(コメント)	受け入れに関する基本方針を文書化し、事業計画に明記するとともに、年度初めの全体会議で職員に周知しています。ボランティアの受け入れ目的や対象者、留意事項、受け入れの流れについて明確にし、受け入れを円滑に進める体制を整えています。また、ボランティアに対しては、園長や主幹がオリエンテーションを行い、園の理念や基本的な保育の考え方を説明することで、活動への理解を深めています。特に、中学生の職場体験や高校生のインターンシップ、新任教員の研修を受け入れ、実践的な学びの機会を提供しています。活動後にはフィードバックを行い、ボランティアの意見を次の受け入れに反映させています。	

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

Ⅱ-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	関係機関のリストを作成し、玄関や事務所に掲示することで、保護者や職員が必要な情報に容易にアクセスできるようにしています。また、区役所の子育て支援課や中央こども家庭センターと連携し、支援が必要な子どもに対する相談や情報交換を定期的実施しています。特に障がい児支援については、療育施設や病院、児童発達支援センターと連携し、個別の支援計画を策定することで、子どもが適切な支援を受けられるよう努めています。	

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

Ⅱ-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
(コメント)	福島区社会福祉協議会や大阪市私立保育連盟の会議に参加し、地域の福祉ニーズや課題の把握・分析に努めています。地域の施設連絡会や合同研修会で区役所や関係機関と情報交換を行い、支援策の検討を進めています。園庭開放や子育て支援イベントを通じて地域家庭の状況やニーズを把握し、地域住民からの意見や要望も聞き取り、役割の明確化と支援の充実に努めています。さらに、施設長は地域貢献支援員として、転居や家庭に関する相談にも対応し、地域福祉への貢献を広げています。	
Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
(コメント)	月1回、小学校や地域のボランティア団体と連携して「こども食堂」を開催し、栄養士の参加のもと、子どもたちへの食支援を行っています。また、学校や行政と連携し、学校に通いづらい子どもたちへの居場所づくりにも取り組んでいます。地域の親子を対象とした「離乳食講座」「感染症予防講座」の開催など地域に根ざした活動を展開しています。園長は地域貢献支援員（スマイルサポーター）として、生活困窮者や子育て世帯への相談支援も行っています。さらに、園舎4階の体育館を地域住民に開放し、ソフトバレーやバドミントンを通じた地域交流の場も提供しています。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	理念に基づき「すべての子ども一人ひとりの存在と人権を尊重する」ことを基本方針として掲げ、職員間での共通理解を図っています。入職時や研修時、日々の会議を通じて、子どもの最善の利益を尊重する保育方針について確認し、倫理綱領や人権に関する研修を通じて、実践への意識付けを行っています。また、異文化交流や多国籍給食の実施、外国人との交流体験など、多様性を自然に受け入れ合う環境づくりにも取り組んでいます。保護者に対しても、懇談会などを通じて園の方針を丁寧に説明し、理解と協力を促しています。	
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
(コメント)	入職時や年度初めに「保育士の心得」や「就業規則」などを通じて職員に基本的な配慮の姿勢を周知しています。法人研修や新人研修では、個人情報やプライバシー保護に関する基本知識やリスク管理の内容も取り上げ、意識づけを行っています。また、保育内容にはプライバシーへの配慮事項を盛り込み、必要に応じて朝礼やマニュアルの見直し時に確認を行っています。保護者にはしおりを通して取り組み内容を説明し、子どもに対しては「プライベートゾーン」を絵本や紙芝居などでわかりやすく伝え、自分や他者を大切にすることを意識を育てよう工夫しています。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	見学希望者には、可能な限り希望日に対応し、園長または主幹が直接案内を行い、園の特徴や保育方針、かかる費用などを丁寧に説明しています。また、見学の際にアンケートを実施し、希望者が求める情報の把握に努め、提供内容の改善を継続的に行っています。特に、小規模園と連携園の仕組みについて詳しい説明を求める声が多かったことから、これに対応して説明内容を充実させています。ホームページやパンフレットにも、理念や保育内容、行事、施設の特徴などを掲載し、園の方針を視覚的に伝えています。さらに、区役所や地域の子育て支援機関とも連携し、地域の子育て情報とともに園の情報を提供する機会を設けています。	
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	保育の開始や変更にあたり、「重要事項説明書」「契約書」「保育のしおり」を配布し、園長が保育の内容やルールについて丁寧に説明しています。また、変更が生じた際には事前に保護者へ通知し、個別相談の機会を設けることで、不明点を解消できるよう配慮しています。特に、日本語に不慣れな保護者や配慮が必要な家庭には、翻訳機の使用や筆談を活用し、確実な理解を促しています。さらに、重要な変更点については、吹き出しや強調表示を施した資料を作成し、視覚的にも分かりやすい工夫をしています。	

Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
(コメント)	児童指導要録を作成し、転園先へ引き継ぎを行うとともに、必要に応じて保護者との面談を実施し、転園先での適応を支援しています。引き継ぎ内容は、職員間での意見交換や保護者の希望を反映し、子ども一人ひとりに合った形でまとめられるよう努めています。また、保護者には年度初めに転園時の情報開示について説明し、希望があれば速やかに情報提供を行う体制を整えています。転園後も、必要に応じて保護者からの相談を受け付け、子どもの成長を継続的に支援しています。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	行事後に保護者アンケートを実施し、意見や要望を収集した上で、改善策を職員会議で検討し、次年度の計画に反映しています。また、年度末には、保育に関するアンケートと給食アンケートを行い、保育内容や施設の運営に関する意見を集め、経営改善につなげています。さらに、子どもたちには日々の保育の終わりに活動を振り返る時間を設け、意見を聞きながら満足度を確認しています。	
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
(コメント)	苦情解決については責任者・受付担当者・第三者委員も体制を定めて、重要事項説明書や入園のしおりに明記し入園時に配布して保護者に周知しています。意見箱を設置し保護者からの意見が聞けるよう配慮し、口頭での意見・苦情に関しては十分な聞き取りを行い丁寧な対応と迅速な解決を心掛けています。苦情内容に関してはプライバシー保護を遵守し記録の保管を行い、検討内容や対応策について保護者に必ずフィードバックしています。苦情相談内容にもとづき職員の意識向上、潜在意識、関わりを振り返り保育の質の向上に努めています。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
(コメント)	保護者が相談したり意見を述べやすいよう、日頃より連絡ノートの活用や保護者とのコミュニケーションを大切にしています。また個々の事情に合わせて対応できるように自由に相談相手や方法が選べる旨を記載した文書を作成し、玄関に掲示しています。プライバシー保護のため、相談室も用意されています。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
(コメント)	職員は日々登降園時に子ども・保護者との挨拶やコミュニケーションを取ることを大切にし、信頼関係を構築しています。保護者からの相談内容には常に傾聴する姿勢を心掛け、職員に周知し迅速に対応するよう努めています。意見箱の設置や保護者アンケートを定期的実施し、保護者が意見を出しやすい環境を整えており、相談内容は職員間で共有し保育の質の向上を図っています。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
(コメント)	リスクマネジメントの責任者が明確化され、委員会の設置により体制が整備されています。毎昼礼時に事故・ヒアリハットの内容を報告し、事故に繋がる要因を収集・記録することで、全職員に周知徹底できる仕組みを構築しています。また会議等で定期的にヒアリハットや事故報告書を分析し、発生要因や改善策・再発予防策を検討・実施し、事故予防につなげています。また、安全計画を策定し、安全点検や子どもたちへの安全指導を実施し、園内外の危険マップの作成、危険箇所の確認や遊びの中に潜む怪我のリスクの確認を徹底しています。入職時研修・職員研修等で事故防止や安全点検に関する研修が行われ、定期的な見直しと改善が講じられています。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	「感染症マニュアル」「感染症発生対応マニュアル」を策定し、職員会議や研修を通して職員に周知徹底されています。施設長・看護師・主幹が感染症対策の責任を担い、園医・関係機関と連絡連携を図り、感染症対策を円滑に行っています。入園のしおりや入園説明会を通して感染症における対応等を保護者に説明し、感染症発生時の情報提供は玄関への貼りだしや保健だよりに記載し情報発信しています。また、職員や保護者の意向も反映したマニュアルを作成して感染症対策に取り組んでいます。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	a
(コメント)	自衛消防組織票や災害時における避難誘導の体制を整え、事務所・保育室に掲示し、いつでも職員が確認できるよう配慮されているほか、緊急時における連絡体制、役割分担、避難場所、避難ルート・職員の行動基準が整備されています。避難確保計画・安全計画を策定し、会議や昼礼等で職員に周知徹底されています。また、安否確認に関しては、伝言ダイヤルや一斉送信機能の活用により保護者に知らせる体制を整えています。	

		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
(コメント)	法人では「保育士の心構え」の中に、各職員に対し保育の実践において留意すべき基本事項が明記されています。各種マニュアルに基づいて、子どもたちは適切で安全な教育・保育が行われています。また「個人情報マニュアル」では子どもの人権の尊重、個人情報の取り扱い、守秘義務等が明示されており、職員に周知徹底されています。また、標準的なマニュアル通りに実施されているかのシュミレーションを行い、相違がないか等確認する仕組みが設けられています。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
(コメント)	標準的なマニュアルの実施方法は年度末に内容の検証・見直しを実施しています。標準的マニュアルを実践する中で、新たな保育内容の変化は会議や昼礼等で職員間で話し合い見直しをする仕組みが確立されており、保護者からの意見や提案なども適時検討し指導計画に反映されています。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
(コメント)	入園時の面接、個人懇談会等で保護者より情報収集を行い職員間で情報共有と意見交換を行い、情報の分析が行われています。また全体的な計画に基づき園長の責任の下、指導計画が作成され、子どもと保護者の具体的なニーズ等が個別指導計画に反映されています。障がい児や配慮が必要な子どもには個別指導計画を立て職員間で情報共有し支援関係機関とも連携を取っています。	
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
(コメント)	指導計画の見直しに関する手順書が法人で定められ、見直しに関する時期・参加職員・指導計画のモニタリング等組織的な取り組みを実施しています。年度末に指導計画の全体評価を行い、翌4月に指導計画の作成に反映しています。また参観や懇談会等で保護者と内容を共有し、保護者より見直しの要求があった場合は、検討会議等により検討・修正する仕組みを整備しています。月案・週案・日案を各担任が作成し、評価・反省を行い定期的に指導計画の評価見直しが行われています。	

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント)	入園前に子どもの発達、家庭の状況等を記入してもらい、それを元に面談して保護者の思いも含めて聞き取り、保育を行っています。記録に関してはマニュアルに沿って文書を作成し、職員間で情報共有されています。日々の保育に関する情報は乳児クラスでは連絡帳で伝え、家庭での状況も連絡帳で把握しています。幼児クラスではドキュメンテーションを毎日玄関に掲示しているほか、配慮児や個別の連絡は連絡帳アプリを活用して連携を図っています。各クラスは「クラス日誌」を毎日、「家庭連携の記録」を毎月記録しています。また、毎日の昼礼および月1回の会議で、子どもや家庭、その他申し送りを目的とした取り組みを行うことで、共有・周知漏れがないように努めています。	
Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
(コメント)	まず、個人情報の関係書類は事務所の鍵付きのロッカーに保管しており、定められた保管年数まで保管し、職員が破棄するときは園長の許可をとってからシュレッターで破棄し、終了したことも報告することとなっています。また、個人情報漏洩のマニュアルが整備され、手順などは会議や昼礼で職員に随時周知しています。入職前や昼礼、会議などで職員に個人情報保護規定の法令を読み、ニュースなどの事例などを紹介し、「規定違反」となり罰則を受け、免許はく奪される場合もあることも研修で伝えています。また、保護者に対しては入園説明会で個人情報に関連する内容の説明をし同意書・契約書を取り交わしています。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

評価結果

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
(コメント)	全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、認定こども園教育保育要領や法人の理念に基づき、子どもの実態、発達、家庭や育ちの状況、保育時間、保護者支援等を考慮して作成しています。作成は、クラス担任、主幹保育教諭、副園長、園長が関わりたたき台を用意して、会議で多くの職員が参画して、意見を反映させて完成させています。1期2期3期と評価し、年度末には全体での評価、反省も行い、次年度の保育のねらい、内容の作成に生かしています。	

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
(コメント)	各保育室には、空気清浄機、大きなデジタル表示の温湿度計を設置し、温度、湿度、換気、採光、通風等を適切な状態に保持するよう配慮しています。また家具（棚・ロッカー）の配置が工夫され、玩具の種類、数、設置場所等を考慮し、子どもが主体的に遊べる環境づくりを行っています。玩具は毎日消毒をし、衛生管理に努めています。特別支援の必要な子のために、個室や周りの音が聞こえにくいパーテーションも用意しています。手洗い場は自動水栓としてゆとりのある数を設置し、トイレは子どものサイズに合わせて設置しています。	
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
(コメント)	子ども一人ひとりの発達や家庭の状況から生じる個人差を把握して、保育を行っています。職員は日々子ども達とコミュニケーションやスキンシップを取ることを心掛け、信頼関係を構築し、子どもが安心して自分の気持ちを表現できるよう配慮しています。せかず言葉や制御する言葉を不必要に用いないよう配慮し、子どもにゆっくり、分かりやすい言葉遣いで関わっています。また、子どもの関わり方は法人全体研修でも取り入れられ、保育者として「望ましい態度」「言葉使い」「非言語」「言葉の言い換え」等を外部の講師を招き学んでいます。	
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
(コメント)	発達段階や個々の生活状況を把握し、個々に応じた生活習慣が身に付くよう配慮しています。子どもの自信に繋がるような関わりを心掛け、子どもの主体性を尊重した援助を行い、意欲を大切にしています。基本的な生活習慣を身につける事は、単に「自分のことは自分でする」ということではなく、「自分で考えて行動する」ことを目標に、就学前までに身につけられるように働きかけています。	
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
(コメント)	子どもが自主的、自発的に活動できるよう室内ではコーナー遊びを取り入れ、子どもが好きな場所で遊べるよう環境を整備しています。毎日一定時間屋外で遊べるように配慮しているほか、4階の大きな多目的ホールでは、トランポリン・マット・バランスボール・トンネルなどの運動用具もあり、天候に関わらず、伸び伸びと体を動かせる環境が整っています。また、生活や遊びの中、職員が子どもを指導するのではなく、子ども同士の話し合いの機会を多くもち、他児の意見を聞き自分で考えながら学び合いができるように、随時見守りと介入を行うようにしています。子どもたちが友だちと協同で取り組んでいく作品や表現（劇ごっこや、合同・協働作品作り）音楽活動（合奏、輪唱）などを通して、育ちあう環境を提供しています。	

A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	0歳児の保育は、緩やかな担当制を導入し、「排泄」「食事」「睡眠」など子どもが安心して生活できるように職員が関わっています。子どもの表情等を汲み取り一対一の関わりを大切に、応答的な相互関係が築けるよう努めています。家庭とは連絡ノートを活用して、子どもの生活を把握し、食事時間の提供、睡眠などを決め、家庭から連続した心地よい生活ができるように配慮しています。連絡ノートは「体温」「水分」「排尿」「排便」を細かく記入し、子どもの健康管理を行っています。また、保育室に季節の花の絵本や興味のある絵本などを設置し、子どもたちが見たいときにとれる環境になっているほか、保育者が曲を鳴らしたり歌を歌ったときに、自分なりの表現ができるように手作り楽器などを保育室に設置することで、子どもが手を叩いたり、楽器を自分でとりに行くなど自ら興味のある遊びが選べるように工夫しています。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	一人ひとりの子どもの興味、関心を把握し自我の育ちを支えながら子どもが自分でしようとする気持ちを尊重しています。日頃より子どもとスキンシップ等を通して情緒の安定を図り、子どもの自発的な活動ができるよう環境を整備しています。保育室に「ままごとコーナー」を設置し、見立て遊びや他児を真似たりしながら子ども同士の育ちを見守り、遊びを展開するために意図的に職員が介入しています。また、複数の子どもが遊びに十分集中できるように、遊具の種類や数に留意しながら物的環境も整えています。職員は子どもの興味・関心を把握し、子どもの「やってみたい」と思う気持ちや行動を受け止め、安全に行動できるように見守っています。そして、できた際には、子どもと同じ気持ちで共感し、次の意欲に繋げるように保育を行っています。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	3歳児以上の保育においては多様な遊び（散歩、運動遊び等）が展開され、自分で考え自主的に選ぶ遊びを通して、自己選択、自己決定、自己責任を学び、個々の力を伸ばす教育活動が行われています。異年齢児保育を週に一度設定し、社会性や協調性を育んでいます。年齢別保育では集団生活の中で保育士や友達との関わりを通して助け合い、協力し、競い合うといった経験をするなかで個々の子どもに応じた基本的な生活習慣を身に付けています。体力づくりとして体操や和太鼓等、外部講師を招いて月1度指導が行われ、子どもたちは楽しんで参加し体幹を鍛え心身の成長を促しています。各年齢のその日の活動内容はドキュメンテーションとして玄関に毎日掲示されています。	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	障がいのある子どもの一人ひとりの特性に合った個別指導計画が策定され、会議等で職員間で共有し定期的に評価、見直しが行われています。子どもの発達状況や課題等について保護者と情報共有し、共通認識を持ったうえで園生活が送れるように配慮しています。また配慮児の特性に合った知育玩具なども適時用意しています。園では定期的に研修を行い、障がいや気になる子についての機能的な要因や援助方法などを学び、職員間で協働して、質が高められるように努め、支援に役立てられるように実践に努めています。職員間で情報共有する場合は、秘密保持を原則とし関わるように配慮しています。また、必要に応じて医療機関や療育施設等から相談や助言を受け、子どもの状態に応じた保育が行われています。	

A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	子ども一人ひとりの在園時間を考慮し、一日の生活を見通した継続した保育が行われるように職員間で引継ぎを行っています。保育室では落ち着いて遊ぶことができる場所や休息できる場所を設置し、子どもがくつろいで心地よく過ごすことができる環境を整備しています。また、子どもの在園時間を把握し、特に乳児は家庭での朝食時間、睡眠時間などを考慮しながら食事の提供時間、睡眠時間を個別に配慮しています。延長保育になってしまう子には捕食（おにぎり、みそ汁）の提供も行っています。	
A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
(コメント)	指導計画の中に就学する際のアプローチカリキュラムを利用して、子どもが小学校をイメージしやすいような取り組みが行われています。また保護者に対しても面談を通じて就学後の生活について説明し、就学後の生活について見通しが持てる機会を設けています。また、幼稚園・保育所・こども園・小学校の合同研修会が定期的に実施され、就学前カリキュラムについての取り組みなどの発表や情報交換なども行っています。児童要録は保護者の意向も踏まえ職員の参画により作成され、保護者からの要望があれば児童要録の開示が行われています。	
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	子どもの健康管理に関するマニュアルに登園時や保育中に子どもの健康状態を把握する為の方法が挙げられ、入職時研修や職員会議で職員の知識の習得に努めています。保健計画を作成し発育、発達に適した生活が送ることができるよう援助し、保護者に対しても保健の年間計画や保育のしおりの配布し、園の方針等を説明し理解を得ています。入園時に既往症や予防接種、乳幼児健診等、子どもの健康状態に関する情報を保護者に記載してもらい職員間で共有し日々の保育に活かしています。職員会議や研修でSIDSに関する知識や睡眠時の観察ポイントを学びシュミレーション研修を行い対応方法を実施しています。また、保護者に対しても、SIDSに対する必要な情報を提供して、園で行っている配慮等を記載した文書を配布、説明し理解を図っています。	
A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント)	健康診断（年3回）歯科健診（年1回）を実施し、0歳児健診は2か月に1回実施しています。関係職員に周知され個々の成長に伴う継続した保育が行えるよう努めています。診断結果は保護者に対しては掲示や配信にて情報提供し、要観察事項等のある園児には個人情報保護も考慮して個別に対応しています。医師からの助言内容等は「ほけんだより」に記載し、保護者に情報提供を行います。また、子どもたちには、「手洗い・うがい」「虫歯予防・歯磨き指導」「鼻について」「眼について」「耳について」など健康教育も行っています。実施内容は保健の年間計画に記載し、職員が保健師の指導のもと担当し、自らのスキルアップに繋げています。	
A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント)	アレルギー疾患、慢性疾患の子どもに対して、医師による生活管理表や指示書をもとに個別に対応しています。アレルギー児の一覧表が保護者の見えないところに掲示されており、組織的に対応する体制が図られています。食物アレルギー児の食事の提供はは食事中、指定席を設け、専用トレイを使用し、名前や写真の添付、食器の色を変える等により他児と混在しないよう配慮されています。職員に対してアレルギー疾患等に関する研修を入職時、職員会議で基本的な知識が習得できる機会が設けられています。保護者に対してアレルギー疾患に関する対応をしおり等に記載し、配布説明を行い正しく理解できるよう努めています。	

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。		a
(コメント)	栄養士が中心となり、職員間で意見交換をし食育計画を策定しています。子どもが落ち着いて楽しんで食事をするための環境の整備や、子どもの発達に応じた食器の配慮や味付けの濃淡、形状を変える等の工夫がされています。個人の体調に合わせた給食、おやつを提供を行い食べる意欲、完食した達成感が味わえるよう職員が見守っています。また乳児期（0～1歳児）では保護者と面談し、家庭の食生活に十分配慮し食事提供しています。子どもたち自身が栽培活動（苗植え・水やり）・クッキング等食にまつわる経験を通して食べる力・生きる力を育てています。おやつ試食会等の機会の場を設け栄養、味付け、食べ方等園給食への理解を図っています。	
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。		a
(コメント)	離乳食の献立は一人ひとりの子どもの発育状況や体調に考慮し、家庭との連携を密に取り、量や硬さ等調理の工夫がされています。衛生管理マニュアルに基づき衛生面に十分配慮し安全な食事を提供しています。給食会議では、残食確認、保護者からの意見などを考慮し、職員、栄養士、調理員等が情報共有して、次の献立に活かしています。また、調理員が子どもの配膳や食事の様子を保育室まで見に行き、食事の進み具合や食べ方、表情や感想、食事の雰囲気を確認し、提供する食事の評価、改善が行われています。旬の物や季節感のある食材を使用したり行事食や郷土料理等の献立を取り入れ、子どもたちが食に対する新しい発見ができるような取り組みが行われています。	

評価結果	
A-2 子育て支援	
A-2-(1) 家庭との緊密な連携	
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	
(コメント)	乳児はアプリの連絡ノートがあり、日々の家庭の様子の把握と園の様子の伝達ができるようになっています。幼児については、何か伝えたい事などがあれば、アプリノートで知らせることができるますが、通常は、降園時に玄関先に、全体的な活動や生活内容などをドキュメンテーションを掲示しています。そのうえで、定期的な行事（運動会・発表会・参観・保育参加など）を通して子どもの発達の変化を見ていただき、懇談で子どもの様子を振り返り保護者と情報共有や意見交換を図っています。保育の目標・保育方針は施設長が説明会や保護者懇談会等を通して保護者に説明しています。またクラス懇談（年2回）・個人懇談（年3回）を通し、園の理念・方針を踏まえクラス担任がクラスの目標の文書を作成し内容を丁寧に伝えています。クラス懇談・個人懇談の内容は記録に納め、事務所に保管しています。

A-2-（2）-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。		a
（コメント）	登降園時のコミュニケーションや懇談会、クラス懇談会で保護者と話したり、共に子どもの成長を喜びながら信頼関係を構築しています。保護者の個別的な支援は、個々の保護者の思いや意向、要望、不安や悩み等に対して保育の専門性をもって対応し、管理職や関係機関等の知識や技術を活用しています。相談に対して受付、責任者を設置し体制が整えられており、保護者が話しやすい環境に配慮しています。相談内容は「子育て支援の記録」として保管されており、関係職員で共通理解が図られ子どもや保護者の理解を深められるよう助言したり自ら決断できるよう支援しています。	
A-2-（2）-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。		a
（コメント）	虐待等権利侵害の兆候については、子どもの心身の状態や家庭での生活、養育状態、登園状況、身体チェック表を用いて虐待の早期発見に努めています。虐待等権利侵害とされる兆候がある場合は、発見後に管理職に報告し保護者とコンタクトをとり保護者の精神面、生活面の支援を行っています。また必要に応じて区役所や児童相談所等関係機関に繋げ、連携体制を整えています。虐待防止マニュアルを整備し、その手順に沿い子どもの擁護に努め、記録に残し職員間で情報共有しています。マニュアルに基いた研修（人権研修、虐待、不適切保育等）を定期的実施し、子どもの接遇のあり方を研鑽し虐待の予防に取り組んでいます。	
評価結果		
A-3 保育の質の向上		
A-3-（1） 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-（1）-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。		a
（コメント）	保育内実践の振り返りは、年間指導計画、月案、週案、各活動の末に行い、会議や昼礼でその内容を共有し職員と意見交換をしながら評価をしています。評価は「こども理解を深める」「自身の保育教育のねらいや活動内容、配慮や関わりを振り返り指導計画改善に活かす」ことを観点に行っています。保育士等の全体の自己評価は年3回、カリキュラム会議は月1回定期的に行われ、園長との面談は年3回（必要に応じて4回）行われ職員の成長や課題を共有しています。その他、期末や行事後にも評価の機会を設け、職員間で内容を分析し学び合いや協働の基盤を作り、保育の改善や専門性の向上に努めています。	
評価結果		
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-① 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。		a
（コメント）	保育士としての心得や就業規則に体罰禁止が明記され、法人の経営理念「将来を担う子どもたちに健全な環境の中で健やかな心身の成長を図ることを保障し良質かつ適正な教育保育サービスを提供する」を全職員に周知し、職員研修・外部研修等を通じて不適切な対応をしないことへの意識を高めています。日頃より不適切な対応の起こりやすい状況や場面を発見した場合は、適切な関わり方について職員間で話し合い、適切な援助方法の習得を図る体制を整備し、日々の保育に取り組んでいます。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	海老江ひばりこども園保護者
調査対象者数	有効回答者数 37人
調査方法	自記式WEB調査

利用者への聞き取り等の結果（概要）

「海老江ひばりこども園」に入園を勧めたい」と回答した保護者は95%と非常に高い結果となりました。全体的に見て非常に良好な結果と言えます。

◆園の取り組み姿勢については、保育の方針や内容について十分な説明があり、入園時のアセスメントもしっかり行われていて、プライバシーへの配慮も十分あるという評価でした。

◆職員の態度や姿勢については「明るく笑顔で接している」「言葉遣いや態度、服装が適切である」「子どもの長所や個性を認めている」「子どもの人権を尊重している」のすべての質問で約8割の方が高評価になっています。

◆保育内容については「園内は清潔で整理されている」、「アレルギー対応でも保護者と連携が取れている」の2項目では95%以上の高評価となりました。「遊具や教材が充実している」、「戸外遊びが工夫されている」などの項目に関しての高評価は70%台でしたが、否定的な方はゼロでした。

◆安心・安全については、感染症情報は園全体の総数は掲示されるものの、クラス別の人数も掲示して欲しいという声もありました。ケガの処置や連絡、避難訓練など安全管理については、否定的な方は1名のみで、高評価でした。毎朝門に職員が立っていることも高評価につながっています。

◆保護者との情報共有に関しては、保護者が保育に参加する機会は十分に感じられていますが、送迎時の会話や連絡帳を通じての情報交換に関しては低い評価になっており、特に幼児クラスでは情報提供の方法に工夫が必要と思われます。もう少し写真が欲しいとか、園での様子を知りたいなどの声があがっています。

◆苦情など直接職員に言いにくい場合には、職員以外の人（第三者委員など）に相談できることに関しての認知は43%と低い結果となりましたので、今後は第三者委員の存在を保護者にどう周知していくかが課題です。

◆「園内で子供が楽しく過ごしている」「この園にお子様を入れてよかった」などお子様の様子に関しては90%以上の方が満足しています。否定的な方はゼロでした。